処分又は再生の基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基　　　　　　　準 | | | 根拠法令 |
| 処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴って生じた汚水が飛散し，流出し，及び地下に浸透し，並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 | | | 令第16条の３第２号イ |
|  | １　有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては，当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため，処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに，油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。 | | 令第16条の３第２号イ(1) |
| ２　右記に記載する措  　置 | 【その他の措置】  その処分又は再生を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ，処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分又は再生に伴って生じた汚水が飛散し，流出し，及び地下に浸透し，並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。 | 令第16条の３第２号イ(2)  規則第13条の９ |
| 処分又は再生に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 | | | 令第16条の３第２号ロ |
| 処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため，右記に記載する措置を講ずること | | 【火災の発生又は延焼防止措置】  １　有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように区分して処分又は再生すること。  ２　有害使用済機器に電池，潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては，技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し，処理すること。  ３　その他必要な措置 | 令第16条の３第２号ハ  規則第13条の10 |
| 上記に掲げるもののほか，令第16条の２第１号から第４号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分を行う場合には，右記の方法により行うこと。 | | １　令第16条の２第１号から第４号に掲げる機器が有害使用済機器となったものに含まれる鉄，アルミニウム，銅又はプラスチック（燃料以外の製品の原材料として利用することが容易なものに限る。以下同じ。）について，当該有害使用済機器から鉄，アルミニウム，銅若しくはプラスチック（以下「鉄等」という。）を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法  ２　テレビジョン受信機（家庭用機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器をいう。以下同じ。）であるものに限る。）が有害使用済機器となったもののうちブラウン管式のものにあっては，ブラウン管に含まれるガラスについて，当該有害使用済機器からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法  ３　テレビジョン受信機（家庭用機器であるものに限る。）が有害使用済機器となったもののプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について，当該有害使用済機器からこれらを分離し溶融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法  ４　テレビジョン受信機（家庭用機器であるものに限る。）が有害使用済機器となったもののうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り，建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）にあっては，次の（１）又は（２）に掲げる方法  （１）　蛍光管のうち水銀又はその化合物（以下「水銀等」という。）を含むものについて，次のとおりとする。  イ　破砕設備を用いて破砕するとともに，破砕に伴って生ずる汚泥又はばいじん についてもロ又はハのいずれかの方法（水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。以下同じ。）を当該汚泥又はばいじん１ｋｇにつき１,０００ｍｇ以上含有する汚泥又はばいじんにあっては，ハの方法）により処理する方法  ロ　薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ，水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法  ハ　ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって，ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法  （２）　液晶パネルのうち砒素又はその化合物（以下「砒素等」という。）を含むものについて，次のとおりとする。  イ　溶融設備を用いて溶融した上で固化するとともに，溶融に伴って生じる汚泥又はばいじんについてもハ又はニのいずれかの方法により処理する方法  ロ　焼成設備を用いて焼成することにより砒素等が溶出しないように化学的に安定した状態にするとともに，焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについてもハ又はニのいずれかの方法により処理する方法  ハ　薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ，砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法  ニ　酸その他の溶媒に砒素等を溶出させた上で脱水処理を行うとともに，当該溶出液中の砒素等を沈殿させ，当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について，砒素等が溶出しない状態にし，又は製錬工程において砒素等を回収する方法  ５　ユニット型エアコンディショナー，電気冷蔵庫，電気冷凍庫，電気洗濯機又は衣類乾燥機（家庭用機器であるものに限る。）が有害使用済機器となったものに含まれる特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成６年政令第３０８号）別表１の項，３の項及び６の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成１１年政令第１４３号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下「特定物質等」という。）のうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法  ６　電気冷蔵庫又は電気冷凍庫（家庭用機器であるものに限る。）が有害使用済機器となったものの断熱材のうち特定物質等を含むものについて，次のイ，ロ又はハに掲げる方法  イ　当該断熱材に含まれる特定物質等を発散しないよう回収する方法  ロ　当該有害使用済機器から当該断熱材を分離し断熱材その他製品の原材料を得る方法  ハ　当該断熱材を焼却することにより当該断熱材に含まれる特定物質等を破壊する方法  ７　令第16条の２第１号から第４号までに掲げる機器と同様の構造を有するものが有害使用済機器となったものにあっては，技術的に可能な範囲で，２から６までに掲げる方法に準ずる方法（ただし，ユニット型エアコンディショナー，電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であって，家庭用機器と同様の構造を有するものが有害使用済機器となったものにあっては，５に掲げる方法） | 令第16条の３第２号ニ  平成30年環境省告示第10号 |